

事業計画書

1 事業の名称

広島市の歯科診療所における口腔外バキューム整備促進事業

2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの最も高い職種が歯科医師、歯科衛生士であるとの報道もあり、市民の「歯科受診は感染リスクが高い」という認識により、受診控えが起こっている。市民が、必要であるにもかかわらず歯科受診を控えることは、歯科疾患の拡大・増悪をきたすだけでなく、フレイルや糖尿病等の全身状態の悪化を招く。

こうしたことから、広島市歯科医師会では、N95 マスク等の感染防護具を会員歯科診療所に配布するなど、歯科診療所における感染対策を促進するとともに、新聞等を通じて歯科診療は安全であることを市民に伝えてきたところである。

そこで、本事業は、市内のすべての歯科診療所において、歯科治療を介した飛沫の飛散を防止する口腔外バキュームの整備を促進し、院内感染防止策を一層強化することにより、市民が安心して歯科受診できる環境を確立することを目的とする。

3 事業の実施主体

本事業は、一般社団法人広島市歯科医師会が広島市の補助金を受けて実施する。

4 事業の内容

(1) 助成対象

広島市域に所在する歯科診療所

※ 広島市歯科医師会の会員・非会員は問わない。

※ 保険医療機関でない歯科診療所を含む。

(2) 対象経費

口腔外バキュームの購入及び設置に係る経費

※ 移動型、据置型、ユニット固定型等を問わない。

※ 正常に機能するものであれば新品、中古品を問わない。

※ 令和2年4月1日から令和3年3月29日までの間に購入・設置（納品）されたものを対象とする。

※ 他の補助金等の給付を受けるものは対象としない。

(3) 助成金の額

対象経費の4/5（1 歯科診療所当たり上限 50 万円）

(4) 助成の流れ

ア これから口腔外バキュームを整備する場合

- ① 助成を受けようとする歯科診療所は、交付申請書（様式1）に見積書を添付して、令和2年12月21日まで（必着）に、広島市歯科医師会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。
- ② 事務局は、交付申請書の内容を審査し、助成要件に該当すると認める場合は、申請者に交付決定通知書を送付する。
- ③ 申請者は、口腔外バキュームの整備及びこれに係る経費の支払いが完了したときは、実績報告書（様式2）に納品書及び領収証書を添付して、令和3年3月29日まで（必着）に、事務局に提出する。
- ④ 事務局は、実績報告書の内容を審査し、適正と認める場合は、申請者に交付額確定通知書を送付するとともに、申請者の指定する口座に助成金を振り込む。

イ すでに口腔外バキュームを整備している場合

- ① 助成を受けようとする歯科診療所は、交付申請兼実績報告書（様式3）に納品書及び領収証書を添付して、令和2年12月21日まで（必着）に、事務局に提出する。
- ② 事務局は、交付申請兼実績報告書の内容を審査し、適正と認める場合は、申請者に交付額確定通知書を送付するとともに、申請者の指定する口座に助成金を振り込む。

(5) 事業の周知等

本事業を周知するチラシを作成し、市内の歯科診療所に配布するとともに、ホームページに事業の案内を掲載するなど、本事業の周知及び利用の働きかけを行う。

5 事業の実施効果

市内の歯科診療所において口腔外バキュームを整備することにより、歯科治療を介した飛沫の飛散を防止し、市民が安心して歯科受診できるよう院内感染防止策を一層強化することができる。

広島市における感染拡大防止助成事業 Q&A

Q1 助成金を申請したが、納品が令和3年3月30日になった。助成対象になるか。

A1 助成対象外になりますのでご注意ください。

Q2 口腔外バキュームを購入し、令和2年3月31日以前に納品され、4月1日以降に代金を支払った。助成対象になるか。

A2 令和2年3月31日以前に納品されたものは、同年4月1日以降に代金を支払った場合であっても対象外です。

Q3 既に口腔外バキュームを1台所有しているが、2台目以降の購入経費は助成対象か。

A3 助成対象です。古い機種を更新（買い替え）も助成対象です。同時に2台以上を購入する場合も上限50万円の範囲内で助成対象です。

Q4 口腔外バキューム整備費の自己負担分（上限額50万円を超える分）を広島県の助成金で賄うことは可能か。

A4 できません。今回の助成対象となった同一の口腔外バキュームについて、県や国等の他の補助金等の交付を受けることはできません。

Q5 50万円の口腔外バキュームと20万円のN95マスクを購入した。助成金はいくらか。

A5 口腔外バキューム整備費以外は対象外のため、助成額は40万円です。N95マスク等については広島県の助成金を活用してください。